

「(仮称)静岡市における ヤマトイワナの保全に関する条例」 の検討結果

令和8年8月24日
静岡市

条例骨子案に対するパブリックコメントの結果

○募集期間 令和8年7月7日（火）から令和8年8月6日（木）まで

○募集結果 意見数（提出者）：12件（12人）

○意見内容

〈協働や周知に関する意見（3件）〉

- ・井川漁業協同組合と連携し、販売することでヤマトイワナの知名度を上げる取組をしてはどうか
→ヤマトイワナの知名度を上げる取組については、井川漁業協同組合をはじめ、関係者とも具体的な方法を協議しながら、社会の協働で進める。
- ・調査等の内容については地域（井川漁協）に報告し、地域の人に結果を周知してほしい。
→地域との協働は重要であり、引き続き、条例や調査等の内容について報告、周知をする。
- ・許可を出す側は調査報告書について県市と漁協に提出することを厳守させてほしい。
→許可が必要となる行為については、許可証を交付し、その行為の終了後、許可証を返納し、さらに、行為の概要を市長に報告することを義務とする。

〈保全区域の立入禁止に関する意見（4件）〉

- ・保全区域を立入禁止とするのは理解できるが、人と自然との共生を考えると立入禁止にしては魚を見ることができず、市民の興味も削がれてしまうと思う。ヤマトイワナの釣りを楽しめるようにしてほしい。
→市民の興味が削がれることがないようにヤマトイワナの保全に関する啓発を市の責務とする。また、ヤマトイワナの生息数、生息地の減少が懸念されているものの具体的な措置が取られていないことから、ヤマトイワナの保全は喫緊の課題である。保全区域への立入を原則禁止とし、釣りではない学術研究などヤマトイワナの保全に係る行為の立入りを許可制とする。

条例骨子案に対するパブリックコメントの結果

- ・ヤマトイワナの保全はするべきだが、釣りを目的としない沢登りの立入りまでも一律に規制するのは反対です。最低でも釣り道具など魚を獲る道具を持参しないことを条件に沢登りの登山者の立入りを認めてほしい。
 - ヤマトイワナの保全する区域への立入禁止については、保全区域のヤマトイワナ及びその環境（産卵床等）を守る観点からも必要な措置となる。そのため、保全区域への立入りを原則禁止とし、学術研究などヤマトイワナの保全に係る行為の立入りを許可制とするものであり、沢登りなどヤマトイワナの保全に係るものと確認できない行為については許可をしない。
 - ・無許可での立入りや侵入等を防ぐため、保護範囲を広く取り、監視してほしい。立入りの許可を出す場合、日時を指定して、立入を厳しく制限してほしい。
 - 保全区域は、（交雑していない）ヤマトイワナの生息地について、本市のDNA調査の結果を踏まえ、根拠をもって指定し、監視する。また、学術研究などヤマトイワナの保全に必要な行為に係る立入の許可では、許可が必要となる行為の目的、期間、場所、内容等を行為着手の30日前に市に申請し、許可を得ることが必要になる。さらに、市は、許可に際し、ヤマトイワナの保全のために必要な条件を加えることができるようにしている。
 - ・禁漁区になっている区域を保全区域に指定すればいい。
 - 本市のDNA調査の結果を踏まえ、保全区域を指定する中で、禁漁区になっている区域を指定する可能性がある。
- 〈リニア中央新幹線工事に関する意見（5件）〉
- ・本当にヤマトイワナのことを考えるのであれば、リニア工事をやめさせるべき
 - ・リニア工事により万一水が枯渇した場合に保障されるように制度を整える 等
 - 本条例の趣旨を理解していただく。リニア工事による生態系への影響については、市協議会において科学的根拠に基づき議論されており、今後は、新たに市環境影響審査会に「中央新幹線部会」を設置し、リニア工事による生態系への影響を監視していく。

参考: 条例骨子案に対する他の意見聴取の結果

○東海大学大学生からの意見聴取（177件）

（主な意見）

- ・ 罰則を重くしてほしい。
- ・ ヤマトイワナが貴重な存在と知らない人が多いので、周知啓発が必要と考える。
- ・ 養殖をして個体を増やすことも必要だと思う。
- ・ 監視体制を整備することが重要である。

○有識者からの意見聴取

（主な意見）

- ・ 保全区域の立入禁止を担保するため、監視や取り締まりの実行体制を措置することが望ましい。
- ・ 立入禁止とする場合はなぜ立入禁止なのか、理解を得られるための周知啓発が必要である。
- ・ 沢登りや釣りの愛好家とも条例の内容を共有したほうがいい。

○土地所有者や漁業協同組合からの意見聴取

（主な意見）

- ・ 年間20組程度の沢登りの方がいる。彼らにも配慮して条例を制定してほしい。
- ・ 実効性を担保するうえで、違反行為を整理して立入禁止をした方がいい。
- ・ 情報を共有しながら条例制定を進めてほしい。

「(仮称)静岡市におけるヤマトイワナの保全に関する条例」のポイント

- 南アルプスユネスコエコパークの豊かな自然を象徴する遺存種であるヤマトイワナ（卵を含む）を社会の協働で保全し、市民共有の貴重な財産として、次世代に継承することを目的とする。
- 静岡市の責務として、ヤマトイワナの置かれている状況を常に把握するとともに、ヤマトイワナの保全に関する啓発及びモニタリング等の必要な措置を行うものとする。
- ヤマトイワナを保全するため、保全区域を指定・告示し、原則保全区域内への、立入り、保全区域内のヤマトイワナの譲渡・譲り受けを禁止する。ただし、許可を受けた場合等は、立入り等ができる。
- 学術研究を行う場合その他市長が必要と認める場合に限り、保全区域内において、保全区域内外で生息または養殖されたヤマトイワナの放流及びヤマトイワナの捕獲、殺傷の許可をすることができる。
- 違反者に対し、勧告や命令を行っても従わない場合は、「違反者の事実の公表」や「罰則」が適用される場合がある。